

○議長（田村市郎君）追加日程第九 青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。

よて選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。

よて議長において指名することに決定いたしました。

青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員に田村市郎議員、加藤謹之助議員、宮沢良一議員と指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村市郎議員、加藤謹之助議員、宮沢良一議員と青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。

よてただいま指名いたしました田村市郎議員、加藤謹之助議員、宮沢良一議員が青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員に当選されました。

よて本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（田村市郎君）追加日程第十西多摩衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしたと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

西多摩衛生組合議会議員に田村市郎議員、村尾栄次議員、

指田保雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村市郎議員、村尾栄次議員、指田保雄議員を西多摩衛生組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました田村市郎議員、村尾栄次議員、指田保雄議員が西多摩衛生組合議会議員に当選されました。

よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（田村市郎君）追加日程第十一東京都三多摩地域

○廃棄物広域処分組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推挙によりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。

よつて選挙の方法は指名推挙によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域広域処分組合議会議員
に田村市郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村市郎議員を東京都三多摩地域広域処分組合議会議員の当選と

人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。

よつてただいま指名いたしました田村市郎議員が東京都三多摩地域広域処分組合議会議員に当選しました。

よつて本席より会議規則第三十一条第二項の規定により
当選の告知をいたします。

○議長(田村市郎君) 追加日程第十二条東京都市収容事業組合

議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推挙によりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。

○あつて選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします、
指名の方法については議長において指名することにいたしましたかと思ひます、御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(田村市郎君)御異議なしと認めます。

あつて議長において指名することに決定いたしました。

東京都市収益事業組合議会議員に宮沢良一議員、
村尾栄次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した宮沢良一議員、村尾栄次議員と東京都市収益事業組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

御異議なしと認めます。

あつてただいま指名いたしました宮沢良一議員、村尾栄次議員が東京都市収益事業組合議会議員に当選されました。

あつて本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 三時 三十五分 休憩

午後 三時 四十四分 開議

○議長(田村市郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第十三報告第一号専決処分承認を求め
ることについて(昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第七号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君)

御指名によりまして報告第一号

専決処分の承認を求めることについて(昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第七号))について御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして議会を招集する暇がないと認めまして昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第七号)を専決いたしましたもので、同条第三項の規定によりまして報告をいたします。

なお承認をここに改めて承認を求めるものではないかと存じます。

予算書の内容に入る前に今回の専決処分の理由内容を申し上げますと、西住宅地区周辺排水路整備事業の補正予算でございます。

本事業は現在実施しております目白第二病院先の立坑からシルド工法で上流側瑞穂方面へ千百七

十五メートル、下流側に六百六十メートルで、管の仕上がり内径二十四ミリの工事を実施しているところでございますが、三月下旬に瑞穂町方面に約八百二十メートルシルド機が進み、国道一六号線の横断に差しかけたところ付近の地質はきわめて崩壊性の恐れがある地質と相なり、防衛施設庁との協議の結果、地盤改良しないまま工事を進めることは通過車両の震動等であらう先端切羽の崩壊や国道一六号の地盤沈下の危険があるため薬液注入による補助工法を採用して地盤改良が必要となり、そのため地盤改良費用の追加をしようとするものである。

なお、この工事の事業費については、債務負担行為によりて昭和五十七年三月二十九日から昭和五十九年八月三十一日まで工期で業者とすべしに契約締結されておりますので、債務負担行為限度額の変更をいたすものでございます。

以上が専決処分に至った内容でございます。

それではまず予算書の内容について御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきたいと思います。

一ページにつきましては総則でございます。債務負担行為の補正のみでございます。一表によって補正を行うというところでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。

第一表債務負担行為の補正、西住宅地区同辺排水路整備事業（シルド部その三）変更前の限度額十一億二千百十万円に四千二百二十二万円を追加し、限度額を十一億五千三百三十二万円に変更いたすものでございます。なお、この追加事業費は防衛施設庁から補助金として追加されることになっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、今回の補正第

七号の説明でございます。慎重審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 以上で提案本理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） 三月下旬ということですが、いつだったのか。日にちを教えていただきたいと思います。

それからこれは三月定例会で何の報告もなかったように私は記憶しておりますが、前回もやっていたわけですので、そのときに少し報告できなかったかどうか。

○企画財政部長（生子国利君） 第一点の専決につきましては、三月二十五日に専決いたしましたしております。

それから説明につきましては三月定例会の最終日の全協にあきまして建設部の部長の方から御説明申し上げております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○十二番(遠藤洋一君) 質問なんですけれども、一六号線は確かに地盤が脆弱だろうと思えますが、この上町の質問のときになぜこうなったのか理由も伺いましたが、工事期は何月何日から何月何日までやったのかということと伺っておきたい。薬注をしているところをほくほすと見ておきまして、証拠の写真も撮ってるんですけども、一応工事日程、実際かかった日にら。それからもう一つは薬注の工事費は具体的に薬注に必要だったものの予算ですね。全部が薬注だったのかどうか。その中身を知りたい。

○建設部長(内田和雄君)

薬注の日でございしますが、いまちょっと調査をさせていただきたいと思えます。

それから金額につきましては、金額薬注にかかった費用でございします。

専決をさせていただいた翌日から四月の中旬ということでは、

りした日がいまゆからないんですが、後で調査して御報告したいと思えます。

○十二番(遠藤洋一君) もう一回確認しますけれども、二十五日に専決、そして翌日から即工事というところでは間違いないですか。もう一回調査していただいて後で結構ですが、ぼくのオモ日付で撮っていますから間違いないと思えますが、次の日からということだけもう一回確認していただきたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) 一応きちと調査いたしまして後で御報告をさせていただきますと思えます。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午後 三時 五十二分 休憩

午後 四時 五分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩と前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までになっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 引き続き質疑を行います。

○建設部長（内田和雄君） 案注の日でございしますが、三月二十七日から始まりまして、最終五月二日になっております。

以上でございします。よろしく願います。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

報告第一号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。

よって報告第一号は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 追加日程第十四報告第二号専決処分分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、報告第二号専決処分分の承認を求める件について提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本案は最近における地方税負担の現状と地方財政の事情とにかんがみ、地方税法の一部改正が去る三月二十一日の国会で可決され、四月一日から施行されるため、当市も地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、福生市

税賦課徴収条例の一部改正を専決いたしましたので、同条第三項の規定に基き、その承認を求めようとするものでございます。

それではその改正の内容につきまして御説明を申し上げます。まづ条例の第三十一条第一項の法人住民税の均等割の税率の表を次のように改めるもので、この均等割は昭和五十三年度に税率が改正されて以来五年間据え置かれており、今回物価水準の推移及び地域における受益といたした点から改められるもので、おおむねその税率を二倍程度引き上げるものでございます。

その内容といたしましては、従前は従業者規模百人以上とそれ以下に分け、資本金の金額も一億円以上について従業者規模の区分の適用をしておりましたものを、今回従業者規模五十人以上とそれ以下に引き下げるとともにその適用範囲を一億円以下の法人についても適用させようとするものでございます。

まづ第一号につきまして、資本金等の額が五十億円を超え、市内に有する事務所事業所等の従業者数の合計が五十人を超えるその年額が百二十万円。いままでは百人を超えるものが、八十万円だったものを百二十万円というふうに変えるものでございます。

次のページでございしますが、第二号につきましては、同じく現行従業者数が百人を超えるものが年額四十万円だったものを今回引き上げまして従業者数の合計数が五十人を超えるものを年額七十万円にしようとするものでございます。

次の三号でございますが、同じく改正の別は百人を単位といたしまして年額八万円のものを今回年額十六万円というふうに変更しようとするものでございます。

次の四号でございますが、同じくこの件につきましても、いままで百人以下、年額二十四万円、これを今回五十人以下であるものの資本金の金額が一千万円を超え一億円であるものの従業者数の

合計数が五十人を超えるものと改正いたしました。いままで二十四千円だったものが年額六千円に上がるものです。

それから第五号の資本金の金額一千万円を超え一億円以下である法人で従業員者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本金の金額が一千万円以下である法人で従業員者数の合計が五十人を超えるもの、それが四万八千円になるわけですが、いままではこれは従業員者数に関係なく二万四千円をいたでいたわけですが、この年額が変更になったわけです。

次に第六号これは前項に掲げる法人以外の法人、いわゆる五十人以下の場合で一千万円以下の資本金のところににつきましては、八千円だったものが、今回年額一万六千円というふうに変更しようとするものでございます。

次に三十三条に、これは個人市民税関係でございまして、特別障害者介護に対する対策の面から新たに同居の扶養親族または控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合

合には、通常の扶養控除、配偶者控除各二十二万円に三万円を加えまして、二十五万円となり、その一項が地方法税法に加えられたため、本条所得控除の条文を改め、それ以外の項を一項繰り下げたものでございます。

次にページの一番末尾にございまして五十三条の二第一項の關係でございしますが、これは固定資産税につきましての改正で、いままで区分所有の建物については共有者の協議により、その占有部分の天井高あるいは設備等の差がある場合には、その差異の割合を市長に申し出て、その割合により、共用部分の各自の持ち分を算出、それぞれ課税するものであります。その申し出の中に今回各自の共有部分の持ち分の割合を記入するように改めたものでございます。これは主としてマンション等の関係が区分の申請の際に、その持ち分を明記して出す、とそういうことでございます。次に五十三条の三でございしますが、次のページの三行目でございしますが、五十三条の三につきましては、新たに設けられたものでござ